

(仮称)吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の  
骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間

令和元年（2019年）7月1日（月曜日）～令和元年（2019年）7月31日（水曜日）

2 提出意見数 14件（7通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	グループホームにおける入居定員の上限について、市長が特に必要があると認めるときは、入居定員を30人以下とすることができるようにすることについて反対します。【6件】	<p>共同生活住居における入居定員について、今回提案する条例案の内容は、共同生活住居を新設する場合は、大阪府条例の基準と同じく定員2人以上10人以下としております。</p> <p>ご指摘の定員30人以下の規定は、①既存の建物を共同生活住居とする場合に、市長が特に必要であると認めるときに限り30人以下とすることができる特例規定と、②既存の共同生活住居を改築する場合に市長が特に必要であると認めるときに限り30人以下（ただし、改築する時点の入居定員数を上限とする。）とすることができる特例規定です。</p> <p>緊急的に社会資源の活用が必要な場合に市長が特例を認める場合を想定して、国基準によることを提案しています。</p> <p>なお、現在、吹田市において共同生活住居の入居定員が10人を超える住居はありません。</p>
2	グループホームにおける入居定員について、大阪府条例から変更する理由を教えてください。【1件】	
3	障害者支援施設の構造設備については、大阪府基準から変更しないこと。	障害者支援施設の構造設備について、今回提案する条例案の内容は、大

	<p>共同生活援助の構造設備について、市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認められた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないとする。【1件】</p>	<p>阪府条例の基準と同じく耐火建築物又は準耐火建築物である必要があります。</p> <p>ご指摘の規定は、緊急的に社会資源の活用が必要な場合などを想定しており、市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）」※第二章設備及び運営に関する基準（構造設備）第四条第3項の各号のいずれかに該当する建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められた場合に、木造平屋建ての施設のみに適用する特例規定です。</p> <p>共同生活援助の構造設備について、現行の大阪府基準、今回提案の条例案においても耐火建築物、準耐火建築物に限定する規定がないため、特例規定を設ける必要はないと考えます。</p>
4	<p>障害者支援施設の構造設備について、大阪府基準から変更する理由を教えてください。【1件】</p>	<p>共同生活援助の構造設備について、現行の大阪府基準、今回提案の条例案においても耐火建築物、準耐火建築物に限定する規定がないため、特例規定を設ける必要はないと考えます。</p>
5	<p>障害者支援施設について、「市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認められた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないようにします。」とあるが、専門的知識を有する者とは誰を想定しているのか。毎回、個別事案ごとに「専門的知識を有する者」は異なるのではないか。【1件】</p>	<p>火災予防、消防活動等に関し専門的知識を有する者とは、現在、「防火対象物点検資格者」を想定しています。</p>
6	<p>上記5の安全性について、市の基準が必要ではないか。基準を設けてい</p>	<p>基準については、条例案が参照する「障害者の日常生活及び社会生活を総</p>

	るのであれば内容をお教え願います。【1件】	合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）」※第二章設備及び運営に関する基準（構造設備）第四条第3項の各号に定められています。
7	骨子案以外の意見【3件】	意見募集案件の対象外の内容であるため、掲載は省略させていただきます。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）（抜粋）

#### 第二章設備及び運営に関する基準

##### （構造設備）

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員す

ること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

\* 提出された意見の全文は、次ページからご覧ください（意見募集案件の対象外の内容は除きます）。

提出意見全文（募集案件の対象外の意見は省略しています。）

	提出意見
1	<p>「グループホームにおける入居定員の上限について、市長が特に必要があると認めるときは入居定員を30人以下とすることができるようにする」ことについて反対します。</p> <p>障害者のグループホームは、入所施設での集団生活、集団対応の反省に立ち、少人数の家庭的な雰囲気を重視し、地域と交流しながら、ふつうの暮らしを送るための「住まい」としての考え方を大事にして作られてきた経過があります。</p> <p>大阪府の条例では既に「30人規模」は削除されており、府ならびに府内市町村ではそうしたグループホームの基本理念を重視し、新設は「最大でも10名まで」とし、グループホームの大規模化、施設化を防いできました。</p> <p>今回の市の方針はこうしたグループホームの理念・歴史に全く逆行するものであり、到底認められません。大規模グループホームはそもそも事業者サイドでの支援体制の合理化、経営の効率化が目的であるためホームは必然的に施設化し、入居者の個別対応ができなくなり、生活の質や自由度は必ず低下してしまいます。入居者はそんな暮らしを望んではいません。また、そうした大規模化による支援は、経験上からも特に重度障害者にはとても対応できないものと言えます。昨今、どの地域でも課題となっている障害の重度化・高齢化への対応では、特にまだまだ受け皿が少ない強度行動障害者や重度重複障害者での支援においては、大規模化による対応は危険であり、より小規模で落ち着いた生活環境、個別の手厚い支援を重視したグループホームを急いで増やしていくことが求められています。</p> <p>また、入所施設からの地域移行においても、施設とは違った環境として重度障害者を受け入れられる小規模なグループホームが求められています。また、大規模化は地域住民からも施設とみられるため、強い反対運動を受けたり、「近隣住民」として地域とふつうの関係を作っていくも難しいのが実情です。</p> <p>時代に逆行したグループホームの大規模効率化を認めるべきではなく、また、今後求められる重度障害者の受け皿としても到底成り立ちませんので、今回の市の方針には反対です。吹田市としては改めて、ふつうの暮らしをこそぜひ守り続けて下さい。</p>

2	<p>グループホームの入居定員を30人を上限とした、大規模なグループホームの運営ができるように基準変更していますが、断固として反対します。</p> <p>グループホームとは、障がいのある人が4人から5人で、地域のアパート、マンション、一戸建て等で、地域との交流、社会参加などの日常生活をおくる場です。また、個人のプライバシー・人権が尊重されなければなりません。</p> <p>大規模グループホームは入所施設と何ら変わりありません。入所施設は自由のきかない束縛の強い集団生活の場です。部屋に鍵をかけたり、外出を制限したり、本人の意思が尊重されないなど制約が多く、プライバシーや人権意識が気薄になりかねません。</p> <p>吹田市は、施設からの地域移行を推進しているにもかかわらず、真逆の施策を認めようとするのでしょうか。</p> <p>今、社会は多様性を認め誰もが生きやすい、共生社会が求められています。</p>
3	<p>1、グループホームは家庭的雰囲気が大事です。 30人規模はとても家庭的だとは言えません。 大阪府と同じように10人までとすべきだと強く思います。</p> <p>2、福祉の効率化は個々人の尊重の上に立たなければなりません。大規模化は経営的な効率化に外なりません。</p> <p>3、障害者権利条約は、みんなが守るべき条約であり、大規模収容とはあいいれません。吹田市にとって恥ずかしいことです。</p>
4	<p>障害者のグループホームは10人以下の入居者数であるべきです。多人数のグループホームだと個々に対してニーズの把握や支援が不十分になります。私の障害者仲間も地域の中で市民として当たり前生活をしていきたいと考えています。この条例が施行されると、吹田市だけの問題ではなく大阪府下の他市にも影響が出る恐れがあります。</p>

5	<p>差別解消、小規模で家庭的な環境の多様なグループホームの拡充、という吹田市を含む大阪の課題に逆行するため、骨子案の（２）を削除する。</p> <p>当方は、「地域でのあたりまえの暮らし」をつくるため、入居者、スタッフみんなで力を合わせて、グループホームの取り組みをすすめています。ひとりひとり、障害も、個性もちがう者どうしが、ときには助け合っ、ときにはそれぞれがやりたいことを実現するために、日々をつむぎあっています。このたび、グループホームの入居定員について「市長が特に必要があると認めるときは30人以下とすることができる。」という内容の吹田市の条例案が示されました。地域のすまいであるグループホームの大規模化・効率化への強い懸念から、この案への反対を表明いたします。</p> <p>グループホームでは、重度・高齢の方を含むいろんな入居者が、本人のニーズやペースを尊重した多様な生活パターンですごしています。そして、買い物や外食をしたり、いろんな学校で生き立ちを語ったり、地域の清掃・お祭や防災訓練にも参加しています。地域の人とあたりまえにふれあって、いろんな形で社会参加し、社会の一員として貢献しているのです。個人個人に必要な支援を保障し、多様な生活と、あたりまえの社会参加を保障する、小規模で家庭的な環境のグループホームを、もっと地域に広げてゆくべきだと思います。</p> <p>ここで言う家庭的な環境とは、近隣の人が見て違和感のない、ふつうの住居形態を含みます。30人が生活する建物は、近隣の人から見れば、入所施設でしかありません。大規模な建物自体が、顔の見える〇〇さん、という地域とのつながりづくりを阻害し、ふれあいによる差別解消の機会を奪うと思います。また、重度・高齢の身体障害者や強度行動障害を有する当事者には、空間保障にも配慮が必要で、1ユニット10人でも多すぎる、支援に支障がある、というのが当事者や現場の支援者の実感です。大規模化は効率化と表裏一体。虐待を含む、支援への支障が危惧されます。</p>
6	<p>変更内容で</p> <p>（１）障害者支援施設の構造設備について、「市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認めた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないようにします。」とあるが、あえて、大阪府基準から変更し、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。とする理由は何か教えてください。また、これは、個別に「市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて」とあるが、その「専門的知識を有する者」は誰を想定しているのか。</p> <p>毎回、個別事案ごとに、「専門的知識を有する者」は異なるのではない</p>

	<p>ですか。</p> <p>安全性については、専門家の個別判断ではなく、市の基準が必要と思われませんがいかがですか。</p> <p>耐火建築物又は準耐火建築物でない場合、安全性について、市で一定の基準を設けているということですか。大変不安を感じますので、内容をお教え願います。</p> <p>(2) グループホームにおける入居定員の上限について、大阪府条例では、どのように定めているのですか。また変更する理由は。</p>
7	<p>2 変更内容の</p> <p>(1) 障害者支援施設の構造設備について、市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認めた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないようにします。について。</p> <p>(1) 共同生活援助の構造設備について、市長が専門的知識を有する者の意見を聴いて安全性が確保されていると認めた際は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しないようにします。と改めること。</p> <p>意見1. 「障害者支援施設」とは、旧知的障害者福祉法による「知的障害者更生施設（入所）」や旧身体障害者福祉法による「身体障害者療護施設」等のような、20名以上（大規模）の障害者が1日ずっと同じ施設内で暮らす、閉鎖された空間のことだと認識している。大人数の障害者が暮らす場なのであれば、一定の耐火設備規定もやむなしであると考えてるので変更しないこと。</p> <p>他方、少数（2人～10人以下）の障害者が地域の共同住宅等を借りて暮らす共同生活援助（グループホーム）での耐火建築物等の規制に関しては、変更すべきと考える。</p> <p>骨子案の上記下線部は、「共同生活援助」とすること。</p> <p>2 変更内容の</p> <p>(2) 共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の入居定員の上限について、市長が特に必要があると認めるときは入居定員を三十人以下とすることができるようにします。について。</p> <p>(2) 共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の入居定員の上限について、市長が特に必要があると認めるときは入居定員を十人以下とすることができるようにします。と改めること。</p>



意見 2. 共同生活援助（グループホーム）は、障害者が施設や病院、家族同居から独り立ちをする時、生活する場として選択する大事なサービスのひとつです。

当然、大規模入所施設等とは異なり、障害の無い方と同じように地域にとけ込み、生活をする場です。30名以上とすることを許容するのは、新たな入所施設を作ることにはしかならず、実施すべきではないと思います。

共同生活援助（グループホーム）の入居定員については、10人以下とすべきであると思います。